

令和5年度第2回兵庫労働局公共調達監視委員会

令和5年度第2回公共調達監視委員会を令和5年9月25日（月）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 令和5年4月1日～令和5年6月30日

2 委員会の成立

委員全員の出席いただいています。よって委員の過半数の出席が得られていますので、本委員会が成立していることを報告いたします。

3 前回の公共調達監視委員会活動状況報告について

令和5年6月28日開催の公共調達監視委員会の活動状況については、審査案件5件について審議した結果を報告書としてまとめています。

4 公共調達審査会審議結果報告

兵庫労働局公共調達審査会活動状況報告書により事務局から報告申し上げます。令和5年9月4日に開催の令和5年度第2回兵庫労働局公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間令和5年4月から6月までの案件 98 件のうち、20 件を抽出し審議いたしました結果、全案件について適正処理との結果であったことをご報告いたします。

5 抽出結果の報告

抽出担当委員より、対象期間は令和5年4月1日から同年6月30日まで、対象案件 98 件のうち 20 件を抽出し、審議の対象とする報告がなされた。

なお、抽出は、落札率が低い案件と、予定価格が特に高額の案件から抽出

6 対象案件の審議

審議対象案件中 16 件は一般競争入札、4 件は随意契約によるもので、公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

(局)競争入札 16 件の説明をいたします。

契約の件名、相手方、落札率、参加者数、予定価格の積算根拠等の説明

(委員長)ただ今の説明いただいた競争入札の件について、ご意見、ご質問をお願いします。

この一覧の中で競争通番 1 番から 4 番が連続して抽出されているが、この抽出は落札率の関係ですか。というのは集中的に1から4まで抽出されている。

(委員長)というのは、落札しているのが同じ会社です。

(委員) 広域で清掃場所がたくさんある。この会社はどういう会社か存じ上げないが、可能だという判断ですか。

(局) オークスはビルメンテナンス関係を総合的に行っている会社で、5 年度だけでなく、4 年度もすべて最低価格で落札しています。2 年度、3 年度も全地域ではないが一部地域落札している。特に 4~5 年度にかけて、ここの会社になったからと言って、大きなトラブルはありません。

(委員) ちなみに、オークスは再委託いわゆる下請けに仕事を任すことはできるのですか。かなり清掃場所がたくさんあるので 1 社だけでできるのか。どういう会社かわからないので、なんとも言いようがないですが。

(局) 今回に関しては再委託申請がないので、再委託はしていない。

(委員長) 契約仕様書の9に「本契約の履行に関して、再委託は原則認めない」とある。

(委員) オークスがやっているという理解でよいか。

(局) はい。オークスが雇った従業員がしています。

(委員長) 1 社応札ではなくて、4~5 社応札で、同じ会社がとったということですから、かなり上手な応札の仕方なんでしょうね。

(局) オークスだけがとびぬけてという訳でなく、もう 1 社がオークスと競っている感じです。オークスだけが特に低い価格で入ってきていることではない。

(委員) オークスは 11 番もとっている。応札 2 社、応札率 90%。これはそこそこ高い。

(委員長) これは空調設備保守ですね。

(委員) 空調設備なのでちょっと違う。

(局) オークスは空調関係も行っている会社で、消防もしています。

(委員) そんなに問題なかった。前年度もしているということですね。

(局) トラブルはないし、何かあった時の事務手続きも事務担当者との連絡もスムーズにいきます。

(委員)わかりました。

それと応札者 1 社で、その会社だけが価格対応できて、いろいろ探したが価格対応できない形の入札がかなり散見されたが、ここらへんはこの会社がすべて落札価格で今後も請け負うという理解でよいですか。

(局)来年度以降もということかですか。

(委員)今後、物価が上がってくる。すべて納品期間というのは 1 年かけてのものですか。

(局)はい。事務用消耗品に関しては 1 年間です。

(委員)年間だからそういう話になる。今後、値が上がれば対応できない話になる。それについては、落札した会社に関しても、100 万で落札したら、全体として 100 万でしてねという理解でよいですか。

(局)事務用消耗品に関しては単価契約なので、1 品 1 品、このボールペンは 100 円、この鉛筆は 10 円と決まっていて、単価掛ける発注した数量になります。

(委員)それが契約金額ということですよ。契約金額がオーバーすることが起こりえるから無理だということか。その会社が OK 出したら、それはそれでしてもらおうという理解でよいですか。

(局)はい。単価は上がりません。

(委員)こういう状況で単価は上がっている。国は給与を上げろと言っている。上げろと言っている割には、単価安い入札がある。最低レベルをある程度設定しないと従業員の給与にも影響するのではないかと思うが、その点は国としてどうお考えか。

(局)特に人件費率が多い清掃や警備契約などは、もともと仕様の中でも毎年 1 回最低賃金の改定があるので、その最低賃金の改定を見込んで入札するようにという注意文がある。モノに関しては、予定価格をたてる時に、市場価格をみます。、市場価格はサイトによって何種類もあるので、その中からできるだけ高い単価を選んで予定価格をたてています。

(委員)労働局の方ができるだけ高い単価を選んでいると。なるほど。

(局)はい。ただどうしても競争原理は働いてきます。

(委員長)近年インターネット上の市場価格を参考に積算したという表現があるが、それはそういう意味ですか。

(局)はい。

(委員長)競争通番 26、49 番。1 社応札なので、他の業者に話を聞いてみたら、26 番は、「近年の物価上昇により 1 年を通しての価格設定が難しい」とうことで辞退した、応札しなかった。これに対して、49 番は、「価格を抑えることが難しいため参加を断念した」とあるが、同じ意味ですか。1 年を通じてやっぱり価格が上昇することが見込まれるが、文章表現が違いますが、26 番と 49 番は同じことを言おうとしているのですか。

(局)26 番は 1 年の年間契約で、1 年の間でどれだけ物価が上昇するかわからないから価格設定することが難しいという意味です。49 番の方は、低い価格で入札しないと落とせないと当然業者が思っている。定価より低い価格で、今までの入札額も、データで分かっているし、その中で、うちの取引業者がその業者が取引している卸業者にいくぐらいで入れられるかを図った時に、その価格が定価よりもそれほど低くなっていないと負けると思って入札してこないということです。でも物価上昇という元の原因は同じかと思います。

(委員長)文章表現が違うだけの理由の違いがあるということですね。

(委員長)これは何度も質問がでたが、競争通番 13 番、エレベータ保守、オーチスエレベータが落札している件で、1 社応札の理由として 90 分以内に現場到着ができる業者になっていないといけない。今はエレベータが設置されている事業所はたくさんある。他の業者でも 90 分以内に到達できるのではないか。いつもこれが 1 社応札の理由に挙げられているがどうしてですか。

(局)どこの業者のエレベータかということで分けています。神戸と西脇と相生はオーチスのエレベータにしています。他の業者でもおそらくできると思います。

(委員長)そうですね。ただ部品の調達とか、そういうことがネックになるのか。そうすると当初の機種を選定ですべてを決して、その後の保守に関してはほぼその業者に決まりということですね。

(局)実態としてそうなっています。

(委員長)そうしたら競争入札の原理の意味があるのかなと。しかし、金額に関しては、やっぱり時々の価格情勢を反映して、競争入札にかけるという理解でよいですか。

(局)はい。

(委員長)他にありますか。

(委員)ありません。

(委員長) それでは、随意契約の説明をお願いします。

(局) 随意契約 4 件の説明をいたします。

～契約の件名、相手方、落札率、参加者数、予定価格の積算根拠、随意契約とした理由等の説明～

(委員) 確認してもよろしいでしょうか。ここのビルの清掃がこのビルを借りているところがここと契約しなさいとしているので、ここはカワサキとしている。他のところはそういうところはないのですか。

(局) そういうところがないところは入札しています。他にも民間ビルに入っているプラザ三宮は指定業者が決まっているので、こういう感じです

(委員長) だいたい決まっていた感じがする。

(委員) 了解です。

同じ仕事内容なのに、競争が働くところと働かなくてところがあるのは腑に落ちないですが、まあ契約上そうになっているからそうなんだというロジック。

(委員長) 電力の調達についてだが、随意契約 44 番。これについて説明の文書に、「随意契約の相手方を見つけることが困難な状況であった」と記載があります。次頁の随意契約理由書の中に、「長期継続契約として、関西電力株式会社への契約申し込みを行った。しかしながら、～支払い条件上、関西電力株式会社への契約申し込みを行うことができなかった。」と書いてある。それで別の業者を検討したところ、RE100 電力株式会社とあるが、いわゆる新電電と呼ばれるものですか。

(局) 2016 年設立の会社です。

(委員長) 多分新電電だと思う、電力自由化の時のもの。昨年来、新電電が軒並み破綻して、いろんな会社や団体で新電電と契約しているところが急に電力供給元が破綻して、かなりうろろうさせられた。そういうことからしたら、新電電と契約することが果たして大丈夫なのかと思う。少々価格が高くても関西電力、ようするに本来の供給元から供給を受けるのが一番安定的状況だろうと思う。大きなところには皆に言っているのだが、また新電電がでてきているので、どうするのかなど。

(局) 今の随意契約理由書に書いてある通り、相生と灘庁舎に関しては、支払い条件上、関西電力と契約できなかった。どうするか検討したときに、RE100 電力がどこから出てきたというと、うちより開札が遅い他局で入札されているのがわかって、調べたところ、再エネ事業、太陽光発電、発電所の開発を請け負っていて、今年一番どンドン官公庁の入札をしていた会社でした。昨年の実績は少なかったが、今年度は多かった。

(委員長) 多分、他の新電電が退場したから、勢力を伸ばしたのでしょう。

(局)太陽光発電とか自家発電所を持っているところが今は強い。そこが強みで官公庁に契約ができていているところと思います。

(委員長)私は価格ファーストでは、電力のような基本的インフラに関しては、危険、リスクがあると思う。現に、昨年から今年にかけて、いくつかそういう例でかなり右往左往させられたケースがある。そういう意味からすると、慎重に選ばないといけない。単に価格だけでなく、随意契約でもあるし、少々価格的にも難しい条件でもあるが、関西電力が安定している。

(局)支払い条件は価格ではなく、関西電力は 1 契約ごとに請求料金を一括で支払わなければいけない。相生と灘に関しては他官庁が入っているため、こちらは分割で支払いしないといけない。

(委員長)そのあたりは調整できると思うが。

(局)その調整をしようとしたが、なかなか難しく。もちろんどこも見つからなければ、関西電力送配電の最終保障、だぶん高いが最終的には考えていましたが、今回 RE100 電力が契約できるということでした。

(委員長)退場した新電電は、ある日突然、書面郵便で契約終了通告をして、パッと退場する。本当に無責任。名前を聞いたらすぐわかるような大きな団体がそういう契約をしている。やっぱり支払い方式等で技術的・法律的に交渉できるのであれば、できるだけそちらに注力されて、安全を考えた方が。代替がないのでね。意見として言っておきます。

(局)この件については、請求書が 1 本でないと受け入れてもらえないと、かなり関西電力と交渉しましたが、最終的に難しいということでした。結局立替払いで他の官庁の分も 1 本で払えればよいのですが、それも国の会計上では難しい。

(委員長)合同庁舎はそういう融通が利かないのですか。

(局)会計が別なので、会計を立替えるのは民間とは異なるので少し難しい。そこは深掘する余地はあるので、先生にいただいた意見を基に来年は考えたい。

(委員長)そうですね。

(委員長)本日審議いたしました案件について、何か適切でない、改善すべき点はありますでしょうか。

(委員)ありません。

(委員長)それでは、本日審議を行った案件については、すべて適切な処理がなされているという

結論といたしますが、よろしいでしょうか。

(委員)はい。

6 審議結果（委員長）

審議を行った案件について、特に不適切・改善すべき点はないということで委員会の結論といたします。

これを設置要綱9条の2項により、本日の議事概要としてHPに掲載して公表するとともに、審議内容を兵庫労働局長に報告することとします。以上で本日の審議をこれで終了とさせていただきます。

7 閉会